

## しぶかわ暮らし応援クーポン券取扱店募集案内

### 1 目的

市では、コロナ禍の長期化に伴う物価高騰により大きな打撃を受けている市民の暮らしを応援するとともに、市内小売店、飲食店等の利用機会を増進させ、市内事業者を支援することを目的として、「しぶかわ暮らし応援クーポン券（以下、「クーポン券」という。）」を発行します。

これに当たり、以下のとおり取扱店の募集を行います。

### 2 しぶかわ暮らし応援クーポン券について

- (1) 名 称 しぶかわ暮らし応援クーポン券
- (2) 発 行 者 渋川市
- (3) 内 容 1枚500円分の割引クーポン券
- (4) 利用期間 令和4年9月1日（木）から令和4年11月30日（水）まで
- (5) 取 扱 い
  - ア クーポン券は、取扱店での商品の購入及び取扱店が提供するサービスの支払いに対してのみ、利用できます。
  - イ クーポン券は、1回当たりの会計金額が1,000円以上の場合、1,000円ごとに1枚を上限として利用できます。
  - ウ クーポン券は、会計金額が1,000円未満の場合は、利用できません。
  - エ 額面の不足分は、現金等で補うものです。
  - オ クーポン券で購入した商品等について、現金での返金はできません。
  - カ 利用期限を過ぎたクーポン券は、利用できません。
  - キ クーポン券の紛失、盗難、滅失、毀損等に対し、市はその責を負いません。
- (6) 利用制限

次に該当するものには、クーポン券は利用できません。

  - ア 現金との換金
  - イ 不動産及び金融商品
  - ウ 有価証券、商品券、ビール券、旅行券、図書カード、プリペイドカード、切手、郵便はがき、乗車券、印紙等の換金性が高いもの
  - エ 電子マネーへの入金
  - オ 電気、ガス、水道等の公共料金
  - カ コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱店以外への事業者への支払いが実質的に可能となるもの
  - キ たばこ
  - ク 国税及び地方税などの公租公課

- ケ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を行っている店舗又は施設に対する支払い（風営法第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた店舗又は施設に対する支払を除く。）
- サ 法令又は公序良俗に反するもの

### 3 取扱店について

#### (1) 登録できる店舗又は施設

取扱店に登録できる店舗又は施設は、次のとおりです。

- ア 市内に本社が所在する法人が営む市内の店舗又は施設
- イ 個人事業主が営む市内の店舗又は施設
- ウ 買い物弱者の支援を目的として、市内を巡回して営業を行う移動販売店舗

※ チェーン店及び大規模小売店舗の場合も、上記の条件に該当する店舗又は施設は登録できます。

#### (2) 登録できない店舗又は施設

次のいずれかに該当する店舗又は施設は、取扱店に登録できません。

- ア 本社が市外に所在する法人が営む店舗又は施設。ただし、移動販売店舗の場合はこの限りでない。
- イ 群馬県が実施する「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設で、当該認定を取得していない店舗又は施設
- ウ 風営法第2条に規定する営業を行っている店舗又は施設（風営法第2条第6項第4号に規定された施設以外の旅館業法第3条第1項の営業許可を受けた店舗又は施設を除く。）
- エ 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1項に規定する暴力団に係る事業者が営む店舗又は施設
- オ 法令又は公序良俗に反する営業を行っている事業者が営む店舗又は施設

#### (3) 手数料等

登録に係る手数料及び換金手数料は、無料です。

#### (4) 取扱店の責務

取扱店は、次の事項を遵守していただきます。

- ア 利用者がクーポン券を持参したときは、商品の販売又はサービスの提供を行うこと
- イ クーポン券の利用があった場合は、クーポン券1枚に対し、500円を会計金額から控除すること

### ① 使い方の例

会計金額が2, 200円の場合は、クーポン券を2枚まで利用可能です。

【例】1枚利用の場合：2,200円(会計金額)－500円(1枚割引額)=1,700円(支払額)

2枚利用の場合：2,200円(会計金額)－1,000円(2枚割引額)=1,200円(支払額)

※ 3枚の利用はできません。

### ② 利用できない例

会計金額が、1,000円未満の場合は利用できません。

ウ 利用者が持参したクーポン券について、次の事項に該当する場合は、受取を拒否するとともに速やかに市へ連絡すること。

① 会計金額が、1,000円未満の場合

② クーポン券の利用期限が過ぎている場合

③ クーポン券の利用制限に該当する場合

④ 偽造、変造等による不正利用が疑われる場合

エ クーポン券の再利用を防止するため、受け取ったクーポン券の裏面取扱店欄に必ず取扱店名を記入し、又は押印すること。なお、既に他の取扱店名等の記入があるものは、受取を拒否すること

オ クーポン券の再利用、交換、譲渡又は売買は行わないこと

カ 利用者から受け取ったクーポン券は、紛失、盗難、滅失、毀損には厳に注意して管理するとともに、換金期間内に換金を行うこと

## 4 取扱店の申請・登録

### (1) 申請方法

取扱店の登録を希望する場合は、「しぶかわ暮らし応援クーポン券取扱店申請書」を記入し、群馬県が実施する「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる小売・飲食サービス業等の店舗又は施設にあっては当該認定を取得していること及び有効期限が確認できる書類の写しを添えて、商工振興課へ郵送、電子メール、FAX又は持参により提出してください。

申請書は、商工振興課窓口又は市ホームページ(<http://www.city.shibukawa.lg.jp>)からダウンロードできます。

令和2年度に実施した「しぶかわ元気券」、令和3年度に実施した「味彩クーポン券2021」、「モノ・コトクーポン券」の取扱店に登録した店舗又は施設については、商工振興課から送付される「しぶかわ暮らし応援クーポン券取扱店意向確認書（兼登録申請書）」により申請手続きをすることができます。

※ 市内に複数の店舗を又は施設を営む場合は、店舗又は施設ごとに申請してください。

※ 複数の店舗又は施設が含まれる商業施設等は、当該施設内の個別のテナント店舗又は施設ごとに申請してください。

(2) 申請期間

令和4年7月1日(金)から令和4年11月18日(金)まで

(3) 取扱店登録の周知

取扱店に登録した場合は、「取扱店登録通知書」、「取扱店登録証明書」、「取扱店周知ポスター」、その他関係書類を郵送しますので、ポスターを利用者の見やすい場所に提示してください。

(4) 取扱店の周知

市ホームページに店舗名等を掲載し、周知します。(ホームページは随時更新)

(5) 取扱店の取り消し

申請内容に虚偽が判明した場合、しぶかわ暮らし応援キャンペーン事業実施要綱に違反する行為が認められた場合又は市に損害を及ぼす行為があった場合、取扱店の登録を取り消す場合があります。

## 5 換金について

取扱店は、市が指定する取扱金融機関に利用済みクーポン券を添えて換金申請をすることで、指定の口座に入金されます。詳細については、取扱店登録に係る関係書類(取扱店登録通知書等)と併せてお知らせします。

## 6 その他

- (1) この募集案内に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。
- (2) この募集案内は、本事業の進捗状況等により随時見直すことがあります。
- (3) ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

<p>&lt;問い合わせ先&gt; 渋川市役所商工振興課 〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所第二庁舎 電話:0279-22-2596(直通) FAX:0279-22-2132 E-mai:syoukou@city.shibukawa.gunma.jp</p>
---